

Q 9

実態把握のポイントは何ですか？

A 9

障がいの状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習の環境などを把握しますが、**困難さだけに目を向けるのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。**

詳しくはこちら



○ 実態把握の方法と収集する情報の内容例

児童生徒の障がいの状態は、一人一人異なっているため、個々の自立活動の指導内容を具体的に設定するためには、**的確な実態把握**に基づき、指導することが望ましい課題を明確にすることが大切です。以下は、実態把握の方法と収集する情報の内容例です。

直接的な把握

保護者等からの聞き取り

心理学・医学的な立場からの情報収集

関係機関からの情報収集

病気等の有無や状態、成育歴、基本的な生活習慣、人や物との関わり
心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達
身体機能、視機能、聴覚機能、知的発達や身体発育の状態
興味・関心、障がいの理解に関すること、学習上の配慮事項や学力
特別な施設・設備や補助用具の必要性、進路、家庭や地域の環境 など

的確な実態把握に基づく「個別の指導計画」の作成

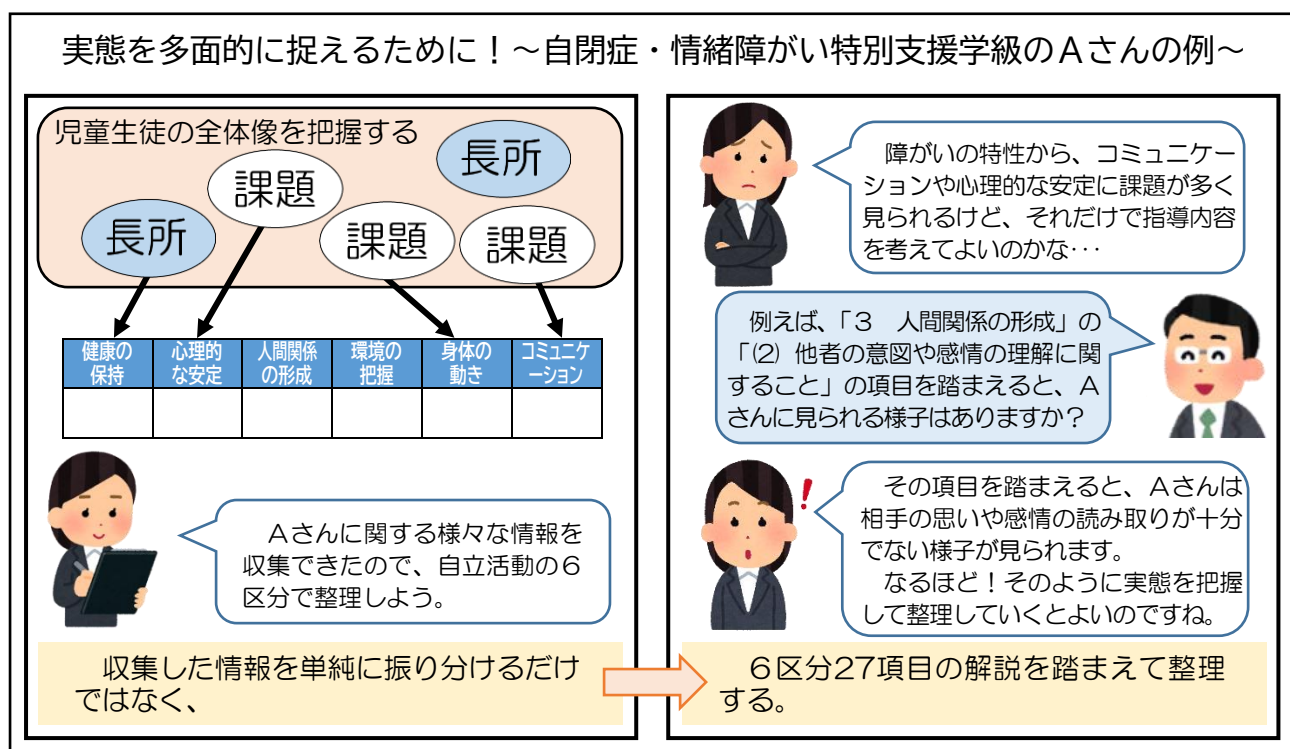


情報収集では、困難さばかりに目を向けるのではなく、学習や生活の中で見られる長所やよさ、得意としていることの把握も大切です。

○ 流れ図における実態把握のポイント

【Q8】で説明した「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編」の「流れ図」では、実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例が示されています。

自立活動の指導は、**障がい名の上に頼って特定の指導内容に偏ることがないよう**、対象となる**児童生徒の全体像を把握**することが重要です。その際、6区分27項目の内容を踏まえて整理することが大切です。



実態把握は、偏った見方にならないよう、複数の先生方で行うようにします。そうすることで、設定した指導目標や指導内容がより客観的で適切なものになります。

○ 教育的ニーズを整理するために

一人一人に適切な指導や支援を行うためには「教育的ニーズ」の把握が欠かせません。

令和3年6月に文部科学省が発行した「障害のある子供の教育支援の手引」では、障がいのある子供の「教育的ニーズ」を整理するための考え方や観点が、障がいの状態等に応じて具体的に示されています。

障がいの特性の理解はもちろん、自立活動の指導の充実を図る上で参考になります。



「障害のある子供の教育支援の手引」
文部科学省（令和3年）